

司法修習生に対する給費制の完全復活を要求し、 貸与制への移行に反対する決議

昨年11月、司法修習生に対し国家公務員に準じて給与を支給する給費制を廃止し、修習資金を貸し付ける貸与制に移行することとした裁判所法が改正され、貸与制の施行は本年11月1日まで1年間延期されることとなった。

貸与制への移行が延期になった背景には、平均で300万円を超える借金（奨学金）を抱えて弁護士登録をする者が過半数にのぼる修習生の実態をふまえて、給費制を維持することが必要とする強い国民世論があった。しかし、そうした世論があるにもかかわらず、本年11月には給費制を廃止し貸与制に移行しようとしている。

弁護士の存在は憲法にも位置づけられ（憲法37条3項）、民間にしながら裁判官や検察官とともに司法作用の担い手となっている。その使命は弁護士法1条で「基本的人権の擁護と社会正義の実現」と具体化され、法曹三者の中で唯一、「裁く側」ではない民間に身を置き、権利の守り手としてたたかうことを期待されている。

給費制は、わが国において法曹が、高い使命感と公共心をもって職務にあたることのできるよう導入された制度である。給費制廃止の主張は、一部マスコミが言うように、法曹を個人的な利益を追求する存在にとらえ、将来高い収入が期待できるから給費制など必要ないという観念を背景に持つ。しかし、法曹となろうとする者が自己の費用で研修を積まなければならないとすると、法曹が、社会的責務を負わない、利己的な存在へ変質させられかねない。

また、司法修習期間中は、修習の実をあげるために修習専念義務が課されアルバイトを含め兼業が禁じられている。最高裁判所の監督下において修習に専念させながら、給費制を廃止するのは、ただ働きを強要するのと同じであり、とうてい許されない。日本と同様に司法修習をおこなっているドイツと韓国はいずれも給費制を採用しており、比較法的見地からも給費制が合理的制度であることは明らかである。法曹を目指す者の絶対数が新司法試験制度になってからの7年で5分の1にまで激減した事実は、経済的理由から法曹の道を断念した者が多数にのぼることを示している。給費制の廃止がこの傾向に拍車をかけ、「司法に多様な人材を登用する」という司法制度改革の理念に真っ向から反する結果を生み出すことは明らかである。

東日本大震災後、全国各地から多数の弁護士が被災地に入り、相談活動を続けている。自由法曹団も被災地に調査に入り、政府に対し情報を提供するとともにあるべき支援体制を発信・要請している。人々が家を失い、仕事を失い、日常が破壊された今、被災者の声に耳を傾け、生活再建の道を共に探り、法的な限界や課題を政府・マスコミへ発信してしかるべき措置を要求することは法曹のなしうることであり、かつ使命である。そのような法曹を国はその責任において養成すべきである。

自由法曹団は、法曹になろうとする者が、法曹の社会的責務を自覚しながら研修に励み、国民の人権と生活を守る法曹となるために、司法修習生に対する給費制の完全復活を要求して、全力でたたかうことを決議する。

2011年5月23日

自由法曹団2011年5月研究討論集会